

## 議案第2号

### 令和4年度伊賀市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度伊賀市の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,071,595千円、直営診療施設勘定診療所費の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定500,000千円、直営診療施設勘定診療所費20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡本 栄

第1表 歳入歳出予算 事業勘定

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,690,336
	1 国民健康保険税	1,690,336
2 使用料及び手数料		1,003
	1 手数料	1,003
3 県支出金		6,693,882
	1 県負担金	23,044
	2 県補助金	6,670,838
4 財産収入		82
	1 財産運用収入	82
5 繰入金		636,630
	1 他会計繰入金	636,630
6 繰越金		100
	1 繰越金	100
7 諸収入		49,562
	1 延滞金、加算金及び過料	25,020
	2 預金利子	10
	3 雑入	24,532
歳 入 合 計		9,071,595

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		128,839
	1 総務管理費	120,010
	2 徴税費	7,691
	3 運営協議会費	580
	4 趣旨普及費	558
2 保険給付費		6,582,811
	1 療養諸費	5,745,618
	2 高額療養費	810,693
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	18,900
	5 葬祭諸費	7,500
3 国民健康保険事業費納付金		2,218,080
	1 医療給付費分	1,587,119
	2 後期高齢者支援金等分	490,607
	3 介護納付金分	140,354
4 保健事業費		121,965
	1 特定健康診査等事業費	88,825
	2 保健事業費	33,140
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		14,500
	1 償還金及び還付加算金	14,500
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		9,071,595

第1表 歳入歳出予算 直営診療施設勘定診療所費

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 診療収入		74,914
	1 外来収入	70,199
	2 その他診療収入	4,715
2 使用料及び手数料		331
	1 手数料	331
3 繰入金		9,178
	1 事業勘定繰入金	9,178
4 繰越金		30
	1 繰越金	30
5 諸収入		75
	1 預金利子	1
	2 雑入	74
歳 入 合 計		84,528

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		48,339
	1 施設管理費	48,339
2 医業費		34,051
	1 医業費	34,051
3 公債費		2,038
	1 公債費	2,038
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		84,528

第2表 債務負担行為 直営診療施設勘定診療所費

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
阿波診療所医薬材料費	令和5年度	5,000